

上半期開示資料(ディスクロージャー)

広島ゆたか農業協同組合

JA広島ゆたかの半期開示情報(平成30年4月1日～平成30年9月30日)

1 あいさつ

当組合は、呉市豊町・呉市豊浜町・豊田郡大崎上島町を事業地域として、農業者を中心とした地域の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組合であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

2 地域貢献情報

当組合の資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆様方や、員外の皆様方などにもご利用いただいております。

当組合は、「夢と活力ある農業・地域社会」の実現のため、地域特性を活かした農業振興と心の豊かさを実感できる生活環境の提供に努めます。

I 地域からの資金調達状況

貯金・定期積金残高

(単位:百万円)

貯金・定期積金残高	28,596
貯金商品	定期貯金「当ててちょリス」、「結いの恵み」等

II 地域への資金供給の状況

(単位:百万円)

正・准組合員	635
地域公共団体・地方公社等	—
金融機関	—
その他員外	6
貸出金合計	642

融資商品：就農支援資金・農業近代化資金・農業振興資金・農林公庫資金

J Aバンクローン（住宅ローン・教育ローン・マイカーローン等）

III 文化的・社会的貢献に関する事項

- ・安全・安心な農産物づくりへの取り組み
- ・次世代対策活動（選果場施設の社会見学への対応〈主に大学生〉、交通安全ポスターコンクールの実施）
- ・太陽光パネルの設置、LED照明器具・空調の調整によるCO2削減への取り組み

3 金融再生法開示債権(単体)

(単位：百万円)

債権区分 注1)	平成30年9月末	平成30年3月末	増減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	5	6	▲1
危険債権	—	—	—
要管理債権	—	—	—
正常債権	637	662	▲25
合計	643	669	▲26

注1) 債権区分

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権であり、信用事業に係る総与信を対象としています。
2. 「危険債権」とは、経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本利息の回収ができない可能性の高い債権であり、信用事業に係る総与信を対象としています。
3. 「要管理債権」とは、3ヵ月以上延滞貸出債権および条件緩和貸出債権であり、貸出金のみを対象としています。
4. 「正常債権」とは、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外の債権であり、信用事業に係る総与信を対象としています。
5. 「信用事業に係る総与信」とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、債務保証見返、信用未収利息、信用仮払金をいいます。

4 単体自己資本比率(国内基準適用)

平成30年9月末(見込み)	平成30年3月末
13.30%	14.20%

注)「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号)の規定に基づいて自己資本比率を算定しています。

5 主要勘定の状況

(単位：百万円)

	平成30年9月末	平成30年3月末	平成29年9月末
貯金	28,596	28,097	27,995
貸出金	642	667	658
預け金	26,715	26,380	25,974
有価証券	—	—	—

注) 有価証券については、金融商品会計基準適用後の帳簿価額を記載しております。

6 有価証券時価情報

当JAには、現在該当がありません。